

地域企業の環境と自治体の企業育成

日置, 弘一郎

<https://doi.org/10.15017/4479078>

出版情報：経済学研究. 51 (5), pp.99-117, 1986-06-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



地域企業の環境と自治体の企業育成

日 置 弘 一 郎

I 研究の経緯

本研究は日置が日本経営協会の昭和59年度経営研究奨励賞として研究助成を受けて出発している。助成を受けたテーマは「地域企業の戦略と環境適応」であったが、九州に移転して間もない日置は長崎大学の岩田憲明に協力を求め、地域企業の状況についての共同研究を開始した。実際に地域企業へのアプローチを試みるに従って、地域企業の研究状況から研究のプログラムを企業環境の構造に絞り、とりわけテクノポリス形成との関係において自治体の企業育成施策の調査を開始した。この調査は、調査計画の設計・調査表の作成に日置・岩田が共同であったり、データ分析等も共同で行なっている。またデータ集計作業は日置が担当したがこの段階で資金に不足をきたし、九州大学経済学部より助成を受けた。

このような経緯での調査報告として本稿は成立している。この意味では本稿は日置・岩田の連名論文であるべきであるが、上記の二機関からの助成はいずれも日置に対するものであり、これらの機関に対する報告の責を果すという意味で本稿はあえて日置の単名論文とした。本稿はこのため、日置が文章化しており、文章表現についての責任は日置にあるが、調査表や研究成果についてのオリジナリティあるいは研究業

績としての評価は日置・岩田の両者に帰属する。

II 研究の関心

地方の時代が叫ばれだしてからかなりの時間がたった。これに呼応して地域経済の実態についての調査も数多く実施されてきている。しかし、ここまでのところ地域経済の担い手である地域企業についての調査は決して多いとはいえない。また理論的には地域企業を取り扱うアプローチは経営学の中の中小企業論という範疇で議論されてきた。ところが、ベンチャービジネスが地方にまで波及してきて、これまでの中小企業像では地域企業の動態を十分に捉えきることができず、また経営学の理論全体の流れと無関係に中小企業のみを論じていてよいという状況でもなくなっている。例えば、塩次1985では地域企業に組織の contingency 理論を適用し、また平池1984は地場産業を企業環境の概念を導入して分析している。このような地域企業分析についての新しい傾向は地域企業を対象とした理論によって経営学理論の展望を開き、地域経済の分析にも新たな視角をもたらすものといえよう。

このような理論の動向はこれまでの経営学が、経済学と同様に資本や労働力の地域間の移転に何らの制約も存在しないという仮定を置い

ており、この仮定のもとで問題とされるのは市場からの距離や地価といった要因のみであり、企業の立地と工場の立地は基本的には同一の問題として考えられてきた。しかし、実際には地域の企業が特定の地域から移転し、より有利な立地条件を獲得してゆく事例はほとんどなく、地域に密接に結び付いている。これは決して地域企業の閉鎖性や前近代性といった問題ではなく、資本や労働力が実際には自由に地域間を移動するものではなく、顧客や資本市場など含めて地域に密着した存在であることによる。このような意味で地域企業の分析は地域の分析と重なり合う視点を必要とする。ここで地域という視点には特定地域の雇用問題や経済状態、さらには福祉などとの関連すら問題となり、このような広がりをもった地域という視点と企業経営の分析の接点を探ることが本稿の目標である。

このような問題意識において地域企業を見るならば、地域企業が中央の企業に対して地方工場の下請けとしてではなく、独自の企業行動を持ち、固有の利益機会を持っていると考えることができる。しかし、その主要な経営プロセスはほとんど解明されていない。例えば地域企業の企業過程として、創業のプロセスや創業者の分析、とりわけ創業者の企業家精神についての議論が経営学でなされたことはない（経営学以外のアプローチとしては山崎1983）。また地域企業の財務問題としては地域に固有な資本市場の地域特性があり、資本市場が極めて個人的なネットワークにより形成され、決して経済合理性のみの判断で出資がなわれるわけではない。さらに、人材のリクルートに集約される組織形成の問題がある。これは、地域企業であるがゆえの成長の制約条件として人材がかなり重要で

あることが強く意識されており、今後の学生のUターン志向や地方の時代のスローガンにみられる住環境としての地方の見直しなどは、地域企業が優位であるような企業環境として考慮しなければならない重要な環境要素となる。これに対して中央に立地していないことの不利な要件として技術の獲得過程、中央の競合企業や市場などについての情報の落差とその入手方法などを問題としなければならない。このような地域企業の経営過程についての分析は今後重要性を増してくることは間違いない。

本稿では地域の企業を直接の分析対象とするのではなく、地域経済の活性化に主導的な役割を果たすことが期待されている自治体がどのような地域企業の育成の方針を持っているかについて論じる。自治体は地域企業に対して許認可を通して経営に影響を与えるという古典的な役割を越えて、最近では地域振興については行政が主導するかたちで開発計画を策定し、開発の主体となることが一般的である。すなわち、地方自治体は中央省庁の地域指定を受け、地域に中央政府の資金を導入することや、その地域経済の核になる大規模工場を誘致することなどの役割を持つようになってきている。地域企業の側では、このことを前提として企業戦略を作成することが必要となる。これまで許認可を通してのみ企業に影響するという企業環境における制約条件として意識されてきた自治体が、地域企業の環境の主要な部分としての位置づけを要請するようになってきた。本稿は、この自治体の地域振興計画について調査を行ない、地域企業の環境適応についての基礎的な情報を分析する。九州地方はこの意味ではIC・エレクトロニクスを中心とした工場誘致がさかんであり、またこれを背景としたテクノポリス構想が各県

で行なわれているという意味では極めて興味ぶかい地域であり、この地域の自治体が地域企業の育成にいかなる意識、方針を持っているかという点は理論的にも重要であろう。

本稿での分析は調査の項目の平均値を中心に調査の全体像を概説するものであり、より本格的な分析は、近刊予定の岩田1986で行なわれる。これは、本稿に与えられた紙数では全項目についての詳細な分析を網羅することは不可能であるため、ここでは平均像を提示することで地域計画の主要な状況がどのようなものであるかを示す。

Ⅲ 調査の概要

調査は以下のように設計された。調査対象は九州7県及び歴史的・地理的に関係の深い沖縄・山口の両県を含めた9県の自治体（市町村）である。これら9県の市についてはその全数を調査対象とし、町村に関しては抽出率1/2で無作為抽出した。ただし、テクノポリス指定地域についてはその全数を調査対象とした。県別の標本数、回収率は表1の通りである。全体のほ

ぼ2/3が回答しており、標本としては九州地域の自治体を十分に代表するデータであるといえる。県別の回収率にも大きな差異は存在せず、回収率の県別の違いは統計的に有意なものではない。同様に市町村の区分についても有意な差異は現れず、単純平均をとっても標本の特性は充分保持され则认为られる。

また、テクノポリス指定地域の回収率は43/62（69.4%）であり、非指定地域との有意な差も存在していない。テクノポリス指定地域であることが特に回答を促進するというわけではないことを示す結果であろう。

調査は郵送によるもので、郵送調査としては2/3の回収率は極めて高いといってよい。調査は昭和54年11月に実施された。

このほかに標本の特性として、九州地域は離島が多く、おそらく地域振興計画の特性にかなりの影響をもたらすものと思われるので、基本的な地域の属性としては、市町村の区分、テクノポリスの指定・非指定、県、離島か否かの4つが用いられるが、本稿では市町村の区分とテクノポリス指定の有無を中心とする。県別・離島についての分析は岩田1986を参照されたい。

Ⅳ 自治体の地域振興計画

(1) 地域振興計画の現状と内容

自治体は行政上のさまざまな要請により、地域振興計画をたてることを求められているが、行政計画のなかで振興計画をもつ必然はかならずしもなく、法制化されているわけでもない。しかし、首長の行政方針を具体的に示すためにも振興計画は必要であり、相当数の自治体で振興計画を持っている。この章では自治体の地域振興計画について検討する。

表1 標本数と回収率

県名	市	町	村	計	回収率
山口	11/14	8/19	2/3	21/36	58.3%
福岡	14/21	15/18	2/5	38/59	64.4
佐賀	2/7	15/18	0/2	17/27	63.0
長崎	5/8	22/35	0/1	27/44	61.4
熊本	6/11	29/33	7/9	42/53	79.2
大分	9/11	11/18	4/5	24/34	70.0
宮崎	6/9	9/14	2/3	17/26	65.4
鹿児島	10/14	27/37	3/4	40/55	72.7
沖縄	5/10	3/5	9/17	17/32	53.1
計	68/105	146/212	29/49	243/366	
	64.8%	68.9%	59.2%	66.4%	

表2 自治体の振興計画保有

自治体独自の地域振興 計画を持っている 持っている	市	町	村
	86.8%	83.0%	75.0%

表2に示されるように大半の自治体が振興計画をもっているが、村がわずかに低い値を示している。これは、村が行政規模が小さく、詳細な計画を必要としないこと、また、村は離島が多く、固有の振興計画を持ち独自政策を展開できるほどの財政的ゆとりがないなどの理由が考えられる。

表3 地域振興計画での自治体の将来像

	市	町	村
	%	%	%
農村	8.8	57.1	71.4
住宅地域	10.2	8.8	—
工業地域	16.2	2.7	—
商業地域	1.5	0.7	—
観光・サービス	7.4	4.1	3.6
教育・文化都市	5.9	5.4	—
その他	47.1	18.4	25.0

表3は地域振興計画における将来像がどのようなものであるかを尋ねたもので、市町村で明らかな違いがある。この違いはある意味では当然であり、村で豊かな農村をめざすという将来像が最も多く、町がこれに次ぎ、市では農村をイメージするものは少ない。また、ここで市で最多であるその他という回答は、設問が単一回答を要請するものであったのに、複数の項目に○を付けている回答である。このような回答が現れることは調査設計の段階で予想されていた。おそらく、特定の地域の将来像が簡単に一つの類型に収まることは少なく、自治体の将来を単一の様相では捉えることは困難であり、どうしても複数回答になってしまうであろう。調査としてはできるだけ類型化してもなお類型化しきれないケースを判別するという点をも意図

しており、その意味ではこの結果は成功しているといつてよい。実際、村の回答するその他ではかなり漁業・林業を産業基盤とする将来像が具体的に記述されており、市・町のその他とは異質である。この点を考慮すれば、村は選択の幅が限定されているのに対して、市は選択の幅がかなり大きく、そのため複数の選択肢を考慮した地域計画をたてねばならないといつてよい。また、これらの項目の中では商業に特殊化しようという地域が少ないことがかなり印象的であるといえよう。これは九州の地域的条件が商業のみの特殊化を阻んでいると判断してよいのか、地域経済における流通の役割とその地域分業の九州における特性を考える上で興味深い問題である。

表4 振興計画の内容（複数回答）

	市	町	村
工場誘致計画	80.8%	64.6%	53.6%
地元企業育成計画	77.9	52.4	35.7
農業振興計画	82.4	87.8	92.9
観光振興計画	66.2	43.5	64.3
商業振興計画	88.2	64.6	32.1
その他	25.0	23.1	10.7

表4は各自治体の振興計画の具体的内容を質問した結果である。ここで村では明らかに農業振興計画が高い値を示しており、村の基本的な産業基盤が農業であることが確認される。これに対して、市では全般にかなり解答が多くなり、多様な方面の計画が要請されていることが理解される。町村では市に較べて多様な将来像を描くことはできず、限定された選択肢の中で地域振興を計らなければならないといえよう。しかし、このこと自体は集団としての市が多様な選択肢を持つという一般的な傾向を示しているといえるとしても、個々の市では決して多様

表5 地域振興策としてのイベント

	市	町	村
独自に計画	44.1%	37.4%	25.0%
誘致している	2.9	0.7	3.6
計画中	8.8	5.4	3.6
考えていない	25.0	40.8	64.3

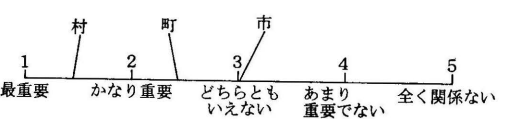
な選択肢を持っているというわけではない。

ここでさらに最近しばしば問題とされる地域振興策としてイベントの計画を見よう（表5）。ここでもイベントを計画していると回答しているのは市であり、町村では将来ともイベントの開催は考えていないという回答が多い。イベントの開催が観光資源としての性格を持つものか、あるいは住民を中心とするコミュニティ形成のためのイベントであるのか、などの問題があり、行政が地域住民を自治体の振興策を理解させ、計画の主体として巻き込んでゆくための手段としてもイベントは有効である。調査の結果からは町村ではあまりイベントは考慮されていない。これは町村では振興計画そのものが少なく、また、将来像がかなり確定的であるので、住民の間のコンセンサスを得る手段としてのイベントという必要がそれほどないためであると解釈できるだろう。

(2) 政策課題の状況

このような地域振興計画の概要に対して、さらに政策の具体的問題を質問するために、政策課題として重要と思われる項目を挙げ、それぞれについての重要度を質問している。以下の7項目がそれで、過疎対策を除いて統計的に有意なものはない。

図1. 過疎対策の重要度



当然ではあるが、過疎対策は村では極めて重要性が高いと位置付けられているのに対して、町ではさほどの重要度は与えられておらず、市ではさらに重要度は低い。しかし、これから直ちに市が過疎と無縁であると結論づけるのは危険で、かなりの市が市域の一部には過疎状態の地区を抱えており、市全体としては過疎問題の重要度はさほどでなくとも、個別の行政の中では過疎の状況は存在することを忘れてはならない。

図2. 雇用量の確保の重要度

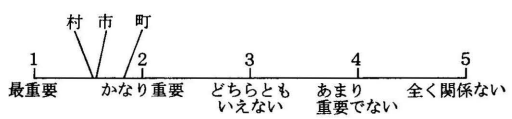


図3. 地域産業の基盤整備の重要度



図4. 地域産業の構造改革の重要度



図5. 税収の確保の重要度

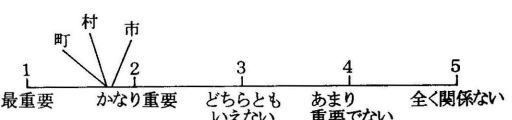
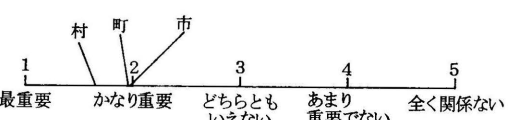


図6. 高齢化対策の重要度



これらの項目での市町村での差異はさほど大きくない。過疎問題を除いて市町村の直面する政策課題そのものは似通っているといつてよ

い。これらの項目がいずれもかなり高い値を示していることから政策課題としての重要性はどの項目も共通して重要であるといえる。しかし、これらの自治体の置かれた状況は決して同一ではなく、その課題の解決策も各自治体で多様なものでなくてはならない。そこで、これらの項目の政策課題としての重要度を比較するために、最も重要な項目はどれかを質問した結果をみよう（表6）。

表6 現在もっとも重要な政策課題は

	市	町	村
過疎問題	8.8%	26.5%	39.3%
雇用の確保	25.0	18.4	3.6
産業基盤の整備	27.9	34.7	46.4
地場産業の構造改革	7.4	2.0	—
税収の確保	2.9	4.8	—
高齢化対策	2.9	1.4	—
その他	19.1	5.4	3.5

この結果では市町村とも地域の産業基盤の整備が最多であり、産業基盤の整備による雇用の確保、過疎問題の解決、税収の確保というように、一連の地域振興政策の基礎に、まず産業を振興させ、そのことが他の政策遂行を可能にする条件であることが理解される。しかし、この産業基盤の整備についての市町村の数値は、この順に低くなっており、市域ではある程度の産業基盤整備が進行していることを反映している。

また、そのほかの項目については市町村でかなり異なる傾向が示されており、各自治体での政策課題はそのものは類似していても、その状況にはかなりの差異があり、ある程度地域振興の展望がひらけた自治体とこれから手を付けていかなければならない自治体の差が存在することが示されている。

市の回答で「その他」は他の政策課題を複数

あげたために、単一回答として処理できなかったものが多く、最重要として決定的な課題よりも複数の課題に同程度のウェイトを置いて処理しなければならないという状況が示されている。

以上の諸点から、自治体の地域振興計画は市町村の区分などを中心にかんがりの分化が起きており、これはその自治体の置かれた行政環境に対応しているといつてよい。本研究の調査設計時において、地方の時代が叫ばれたことは逆に地域の画一化を促進することになっているのではないかという予見がなされた。これは、地方においても行政改革の必要が叫ばれており、また経済成長の鈍化によって自治体の政策は中央政府の資金を地域に導入することが主となり、国の地域政策に適合した地域計画のみ予算化されるとすれば、結果として地域計画の画一化を招くのではないかと考えられるためである。しかし調査の結果はそのような意味での画一化は進行しておらず、地域特性に応じた計画が策定されているといつてよい。このような分化は地域特性をより細かく追求してゆくことでさらに分析されなければならないが、当面人口増加率だけでもかなりの分化がおき、自治体はこれを考慮しつつ、地域振興計画を策定しているといつてよい（岩田1986）。

V 自治体の工場誘致

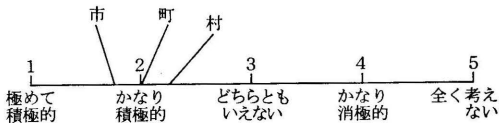
(1) 工場誘致の現状

自治体の地域振興にとって最も即効的な効果をもつのが大規模工場の誘致である。工場誘致は地域の雇用や税収の増大に直ちに効果があり、波及効果を考慮すれば極めて有効な地域振興の手段であるといえる。しかし、地域企業に

とっての大工場の誘致は決して利益機会の増大として無条件によろこべるわけではなく、また、地域全体にとっても長期的には大工場の誘致が有利か否かはまだ解決されない問題を残しているといつてよい。

例えば、大工場では地域企業に比べかなり高い賃金が支払われることが多いが、このことが地域全体に与える影響は必ずしも地域全体の雇用に良い効果をもたらすとは限らず、短期的には地域の雇用体系を混乱させることは充分にあ

図7. 自治体の工場誘致の積極性図



りうる。また、大規模工場の誘致に伴う住民の移転がその地域の政治的構造を変化させ、自治体の首長の選挙基盤に影響することも表面化はしなくとも、誘致を決定する際の条件にはなりうる。このような条件を考慮しつつ、自治体は企業誘致にどのような態度をとっているかを見よう。

図7は工場誘致への態度である。市が誘致にやや積極的な傾向がある。これは、町村が市に比べ、誘致に不利な条件を自覚しているために誘致を積極的に進めようとはしていないと考えられる。現在の九州の状況では、既にかなり以前から各自治体は工場の誘致に積極的に誘致工作を展開しており、工場誘致という振興政策を最近になって認知したというような自治体は存在せず、各自治体はそれなりに自分の自治体の工場立地条件を検討した上で誘致に対する態度を定めているといつてよい。そのような自治体の工場適地か否かの判断がこの回答を引き出したものといえる。

(2) 工場誘致に有利や条件と不利な条件

表7 他の自治体と比べて工場の誘致に有利と思われる条件
(重複回答)

	市	町	村
豊富な労働力	66.2%	46.9%	14.3%
交通の便	51.5	48.3	21.4
優遇措置が多い	25.0	20.4	21.4
消費地に近い	22.1	17.7	7.1
テクノ指定を受けている	16.2	23.8	14.3
地価が安い	26.5	42.9	57.1
水など資源豊富	44.1	38.8	39.3
下請企業が技術力	11.8	1.4	—
その他	19.1	5.4	—
特に有利な点はない	4.4	15.0	25.0

表7は自治体が工場の誘致に有利であると認知している条件を重複回答で質問した結果である。市町村のそれぞれでかなり回答に差異があることが示されている。市では豊富な労働力が最多であり、交通の便がこれに次ぐ。町ではこの順が逆になっているが、この二項目とも市より町の方が有利であるという回答は少なく、市がこれらの要因については町より有利である認知している。全般に市・町に比べ、村は有利な条件についての回答数が少なく、さらに特に有利な点はないという項目への回答の多さを考慮すれば、誘致には相当に不利であると認識されているといつてよい。わずかに、地価が安いという要因のみは村が市・町を上回っている。誘致を受ける企業の立場からは、工場立地の条件として交通の便や優遇措置に魅力を感じると予想できるが、このような条件を満たしている自治体がかなり少ないことが分かる。

表8では逆に誘致に不利な条件を質問した結果を示している。ここでは、表7での有利な条件のかなりきれいな裏返しとなっており、市にくらべて村が不利な条件が多くあがっている。村で最多は交通の便が悪いというものであり、

表8 誘致に不利な条件

(重複回答)	市	町	村
労働力が不足	— %	9.5%	14.3%
交通が不便	36.8	34.7	60.7
優遇措置がない	14.7	15.0	7.1
消費地に遠い	30.9	38.1	42.9
テクノ指定を受けていない	25.0	26.5	28.9
地価が高い	48.5	33.3	3.6
水など資源不足	29.4	36.1	25.5
下請の技術力不足	39.7	50.3	46.4
その他	1.5	10.2	7.1
特に不利な点はない	2.9	4.8	10.7

村の60%以上がこの項目に回答している。村での交通の便の悪さと労働力の不足が示されており、過疎の問題が浮き彫りにされる。町では下請けの技術力が不足していることが工場誘致の条件として不利であると認知されているが、これ自体は工場の進出にとって絶対的に不利な条件とはいえず、多くの事例が進出工場による地元下請け育成が行なわれていることを示している。町での下請けの技術力不足が最多はむしろ下請けになりうる企業が少ないことを示すものであろう。しかし、この条件のために誘致が決定的に不利であることにはならないだろう。

テクノポリス指定の有無については、指定をうけた地域と受けていない地域での差異が現れている。表9からは、明らかにテクノポリス指

表9 交通の便とテクノポリス指定

交通の便	有利な条件である	有利な条件でない
指定地域	76.4%	23.6%
指定希望地域	44.9	55.1
非希望地域	30.6	69.4

定を受けている地域（以後、指定地域と略す）と、将来テクノポリス指定をうける希望のある地域（以後、希望地域と略）、さらに将来とも

テクノポリス指定を受ける希望のない地域（非希望地域と略）で差がある（統計的に有意）。逆にこの結果から交通の便がかなりよいことがテクノポリス指定をうけるための条件となっていることが示唆されているといえる。テクノポリス指定が地域間格差の拡大につながる心配も存在するといってよい。

ここで、回答自治体の中でテクノポリス指定を既に受けている地域は55市町村で全体の22.6%であり、指定の希望をもっていると回答したのは69市町村（28.4%）、であるのに、無回答の11の自治体（4.5%）を除く残る108市町村（44.4%）が今後ともテクノポリス指定を受ける希望のないことを表明している。これは、現在の地方財政の状況から、中央からの政策資金を導入しなければ地域振興ははかれないというのが常識であろうという予想からはかなり意外な結果であった。この質問項目に対してはほとんどのテクノポリス未指定の地域が指定希望を表明するものと予想していた。半数に近い自治体がテクノポリス指定の希望を持たないという数字はかなり予想外であるといえる。

これは、九州の地域状況はテクノポリス指定による資金の導入を許さない状況が存在していて、テクノポリス指定以外の理由づけ（例えば、過疎指定）により政府資金を導入することが実際であるという状況にあると理解してよい。ただし、テクノポリス指定非希望地域には、すでにかんりの規模に達しており、いまさらテクノポリス指定の必要がないという県庁所在地を含む大都市がいくつか含まれている。これは絶対数としては数ケースであり、統計的に意味のあるカテゴリーとしてまとめることは無理があり、今後の分析には同一カテゴリーとして処理するが、非希望地域の特性を弱める方向のデー

タであることに注意する必要がある。

このようなテクノポリス指定が差異をもたらす項目は、交通の便以外には消費地に近い、がある。また、当然、テクノポリス指定を受けていることが有利であると答えたのは指定を受けている地域のみであるが、その割合はテクノポリス指定を受けている市町村の87.3%に達する。逆に指定を受けていない市町村では、受ける希望のある市町村の43.5%が指定がないことが不利な条件であると回答し、全くうける希望のない市町村では29.6%が指定のないことが不利な条件であるとしている。この結果は、指定を受ける希望のある地域では、指定を受けること自体がかなりの意味をもっているのに対して、指定の希望のない地域では指定の有無が工場の誘致に直接に関係しないといえよう。テクノポリス指定は自治体の振興に大きな希望を与えていると同時に、テクノポリス指定以外の地域振興を計らねばならないことも示している。

(2) 誘致政策と誘致の方法

表10は工場誘致の際に、自治体として重視する条件がどのようなものかを尋ねた回答である。7項目に1～7までの順位をつけた結果の平均値を示している。

この結果からも市町村の別でかなり意識が違ふことが理解される。全体としては最も重視す

表10 工場を誘致する時に重視する条件
(重視順位の平均値)

	全 体	市	町	村
公害を出さないこと	2.04	2.38	1.90	1.96
大企業であること	4.39	4.82	4.19	4.40
税収に貢献すること	3.74	4.06	3.59	3.75
雇用量が多いこと	2.17	1.92	2.27	2.25
下請を多く持つこと	4.99	4.62	5.13	5.15
先端技術を持つこと	4.04	3.60	4.19	4.31
その他	6.15	5.58	6.40	6.25

る項目は公害をださないことであるが、市ではこれ以上に雇用量が多いことを重視する傾向があり、都市における最近の不況が公害以上に現在の失業を解決することに政策の力点が置かれていることが示されている。この傾向は下請を多く持つことの重視にも現れ、市で下請けへの波及効果を誘致工場により期待する傾向がある。これに対して町村では、大企業であることや税収への貢献が誘致工場に望まれている。

また、その他という項目でしばしば現れたのは、男性雇用型の工場を誘致主体という回答である。これは、これまで九州に進出している工場、例えばＩＣ関係の工場などが女性の単純労働力を期待し、安価で良質の労働力を九州の立地により入手していたのに対して、自治体側の要請は、女性の雇用が多くなり雇用全体の増加がなされても、その地域における雇用の体系が崩れる結果を招き、男性が女性よりも劣悪な条件の雇用機会しか与えられなくなっていることへの強い抵抗があることの反映である。

さらに、テクノポリス指定と誘致の際に重視される条件の関係では、雇用量が多いこと及び、先端技術を持つことの二項目で統計的に有意な差異が現れている。すなわち、テクノポリス指定をすでに受けている地域では雇用量の増大の重視順は平均2.39であるのに対して、指定希望地域は2.28、非希望地域では1.92という数値が現れる。これはテクノポリス指定地域がそれ以外の地域に対して雇用量の増大をそれほど意識しなくともよいことを示すものであり、テクノポリス指定地域が緊急の政策課題として雇用量の確保を考えなくともよいという事実はこの地域の政策の選択範囲がかなり大きいことを示唆する。また、先端技術を持つことについては、テクノポリス指定地域が3.63、指定希望地

域が4.06, 指定を考慮しない地域が4.27と, テクノポリス指定地域ではかなり先端技術を誘致の際に重視していることを示している。このことはテクノポリスの本来の性格から当然であるとも言えるが, 先端技術の導入がそのまま地域振興に直接つながるわけではなく, 先端技術の地域企業への波及や, その結果として雇用量が増大することなどが地域振興への引き金となることを考えれば, 先端技術そのものが地域振興で重視される必要はない。この意味では, テクノポリス指定を受けたことが自治体の誘致業種の選択への制約となる可能性も全くないわけではない。

表11 工場を誘致したい業種（重複回答）

	指定地域	指定希望地域	非希望地域
I C関連	66.7%	75.0%	37.8%
バイオ関連	7.1	6.8	1.4
新素材	7.1	4.5	1.4
機械	19.0	18.2	10.8
食品	7.1	11.4	21.6
木材関連	—	4.6	5.4
その他	31.0	20.5	45.9
N	42	44	74

自治体が誘致を考えている具体的な業種には, 市町村の間では大きな差異は存在せず, テクノポリス指定の有無により差異が生じている。I C関連工場が自治体からの誘致希望がもっとも多いが, これはI C工場がほぼ無公害であることなどによるものであると考えてよいが, 指定希望地域と非希望地域の間になんかの開きがあるのが目に着く。また, 地域による差異は食品工業と木材関連にもみられ, 非希望地域では地域の産品加工（主として農産・林産・水産の一次産業の産物である）のための工場の誘致が急務であると理解される。

これまでの工場誘致については全体的には指

表12 誘致工場数の実績

	指定地域	希望地域	非希望地域
誘致工場数 1～5工場	58.0%	45.1%	70.4%
6～10	22.0	19.6	15.5
11～20	16.0	13.7	7.0
21～30	2.0	2.0	2.8
31～	2.0	—	4.2
N	50	51	71

定地域でやや誘致実績が多い。さらにこの数字は無回答と誘致工場なしがともに0で表示され区分できないため, 誘致工場0を欠損値として処理したものであり, 誘致工場なしという自治体を含めればこの差はさらに拡大する。非希望地域の回答数がかなり少ないことがこのような可能性を示しているといえる。これはテクノポリス指定が有効であったことと, 工場の誘致しやすい所にテクノポリス指定したという効果の双方が複合したものであろうが, 工場の誘致にテクノポリス指定がかなりの意味を持っている可能性は否定できない。またここで注意しなければならないのは, 30工場以上を誘致した自治体で非希望地域に入っているケースはいずれもかなり大きな市で, 県庁所在地を含んでおり, かなりの規模と地域発展をなしとげているのでテクノポリス指定を必要としないケースである。

表13 もっとも一般的な工場の誘致方法は？

	指定地域	希望地域	非希望地域
県による仲介	65.3%	20.3%	25.6%
相手企業から打診	12.2	33.9	38.4
団地造成への応募	10.2	3.4	4.7
こちらから接触	12.2	37.3	26.7
その他	—	5.1	4.7
N	49	59	86

工場の誘致方法に関しても市町村での差異は現れず, テクノポリス指定の有無による差が大きい。テクノポリス指定地域では, 県によって

工場誘致の仲介がなされるという回答が2/3に達しており、テクノポリス指定地域への県の肩入れがかなりなものであることが読み取れる。また工場団地造成への応募もテクノポリス指定地域が多く、非指定地域では企業と自治体との直接の接触による誘致という以外の手段が乏しいことが明かである。このような縁故誘致と、造成への応募・斡旋という誘致法の差異により自治体の誘致工場が業種選択の可能な範囲が大きく変化することになり、その意味ではテクノポリス指定が工場誘致にとって重要な要素であることは否定できない。

表14 最も大きい工場を誘致した時の誘致方法

	指定地域	希望地域	非希望地域
県による仲介	62.0%	20.8%	22.8%
相手企業から打診	16.0	34.0	34.2
団地造成への応募	4.0	1.9	3.8
こちらから接触	14.0	35.8	30.4
その他	4.0	7.5	8.9
N	50	59	86

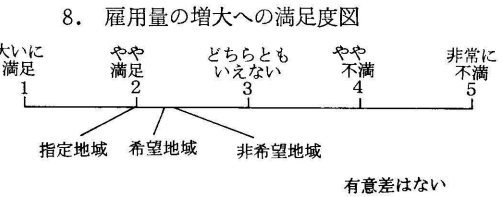
最大工場の誘致の場合の誘致方法についても上述の傾向は変化しない。依然としてテクノポリス指定地域では県による仲介が最も重要な工場の誘致手段であり、これに対して非指定地域では相手企業が自治体かのいずれかが接触を開始して誘致が決定するという方法を取る。他の条件が同一であるならば誘致企業についての情報を集めている県の支援を得ることが自治体にとって最も重要な誘致の手段ということになる。このような誘致企業や各自治体についての情報センターの機能を県以外の機関に委ねることはあまり有効であるとは考えられないが、試みとしては例えば九州電力が企業誘致の斡旋をおこなうなどの動向もあり、個々の自治体としては誘致企業の情報の入手先は多様化していな

いわけではない。しかしここでみられるように現実の誘致にとって有効であるのはやはり県の仲介であろう。

(3) 誘致工場への自治体の評価

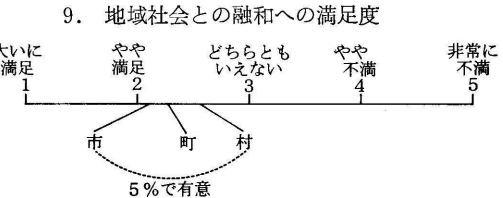
ここで誘致企業への満足度についてみてみよう。誘致工場への自治体の評価を、雇用量への貢献、地域社会との融和、税収増加への貢献、地元企業への技術移転、下請け企業の育成という五項目について質問している。

1. 雇用量の増大



この結果では指定地域の満足がやや高いものの統計的な有意差は現れていない。満足の水準はかなりのものであるが、九州・山口の地域が一般に充分満足できる程度の雇用水準にあるとは思えないので、この数字はあくまで個々の誘致工場についてはある程度以上満足できるだけの雇用量の増大をもたらししていると理解すべきであろう。小さな工場でもとにかく雇用量の増大をもたらしことは間違いないのであるから、不満が増大することにはならない。また、市町村でも有意な差は生じていない。

2. 地域社会との融和



地域社会との融和については、テクノポリス指定の有無よりも市町村での格差が現れた。テ

クノポリス指定については、指定地域2.24、希望地域2.09、非希望地域2.32という値で、差異はみられないのに対して、市町村の区分においては、市がより地域社会との融和に満足しており、町村とはあきらかな差異を生じている。これは、地域社会が都市化している程度に応じて誘致工場の地域社会の受容度が異なり、それに従って地域社会との融和の満足度が影響されるということになる。しかし、企業の側からはより受容度の高い地域、すなわち、都市化された地域への立地をより選好する理由付けとなりうるデータであるといえるかもしれない。

3. 税収の増大

税収の増大についての自治体の満足度はテクノポリス指定、市町村のともに有意な差異は現れなかった。テクノポリス指定についてみると、指定地域2.22、希望地域2.20、非希望地域2.48と非希望地域でやや満足の程度が低いものの、意味のある差異とはいえない。ただし、この数値は工場を誘致できた自治体についてのものと考えるべきで、税収の増大自体は九州の自治体の政策課題としてはやはり重要なものである。

4. 地元企業への技術移転

この項目についても市町村の区分、テクノポリス指定の有無のいずれにも有意な差異は生じていない。自治体としてはテクノポリスにおいては高度技術をもった企業を誘致し、その技術を地域の企業に移転させることで地域の産業基盤の整備・高度化をはかるという意味で、地元企業への技術移転の要請は強いはずである。しかし、これに対する満足の程度は、テクノポリス指定地域で3.13、指定希望地域で3.11、非希望地域3.27という値であった。おそらくこれは、誘致企業の技術を吸収するだけの技術力を

もつ地元企業が育っていないことの反映ではないと思われる。

5. 下請け企業の育成

図10. 下請け企業の育成についての満足



下請け企業の育成については、テクノポリス指定について有意な差異が現れた。技術移転については差は生じなかったにも関わらず、下請け企業の育成においてはテクノポリス指定地域のほうがより満足が高い、もしくは不満が少ないという結果が現れている。これは、先の結果と考えあわせると、地元企業は高度技術を吸収するだけの技術力を持っていないが、テクノポリス指定地域ではある程度の技術力を要請されるような下請けは存在するという説明は可能である。しかし、いま少し事例に当る必要があろう。市町村の区分では有意な差異は生じていないので、この差異はテクノポリス指定地域の誘致企業の行動が、非指定地域の誘致企業の行動と大きく異なっていることを示すものではなく、誘致した地域の地元企業の側に問題があるといえる。これから、高度技術を持った工場を誘致し、その技術を移転することにより地元企業を育成しようとするテクノポリス型の政策誘導を全てのテクノポリス指定地域の自治体が採用しているわけではなく、地域の実情に合わせた政策が採用されているといえよう。

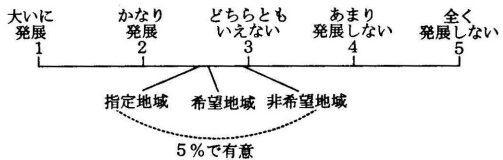
VI 地域企業の育成

(1) 育成の現況

地域企業にとって、大規模工場の誘致は場合

によっては利益機会の拡大につながる。しかし、より直接に地域企業の育成を自治体が計画しているならば企業の環境は随分異なったものになる。自治体が地域企業の育成をどのように考えているかについての質問を見よう。

図11. 地元企業の発展の可能性



地元企業の発展についてはテクノポリス指定地域がより楽観的な見方をしている。また、全般に、かなり楽観的であるという印象も受けるがこれは九州の置かれた全般的な位置や資源などを考えるならば発展の可能性を楽観的に受け止めるのは当然であると言えなくもない。しかし、個々の自治体が置かれた状況例えば離島一を克服して実際に地元企業の発展につなげていくためには、自治体の政策誘導が適切であり、最低限伸びようとする企業の芽を摘まないと必要となる。このためには行政構想力といったものを個々の自治体で持つことが急務となる。

表15 地場産業指定の有無

	指定地域	希望地域	非希望地域
受けている	25.0%	13.4%	12.1%
受けていない	75.0	86.4	87.9
N	52	67	107

地場産業についてテクノポリス指定の有無で有意な差が現れた。テクノポリス指定地域の方が非指定地域よりも地場産業の指定を受けているケースが多いという結果である。これは、テクノポリス指定をする際に、地域の産業のなか

である程度の特徴を持ち、かつ、ある程度の企業の集積のある地域がより指定されやすいという事情によるものであろう。要するに地域発展の核になりうる企業群の存在がテクノポリス指定の条件となっているといえよう。

(2) 育成の方向

表16 今後育成することが望ましい企業像

	指定地域	希望地域	非希望地域
誘致工場の下請け	9.9%	2.9%	3.8%
産品加工型農村工業	24.5	37.7	44.3
高度ベンチャー	20.8	8.7	6.6
労働集約型産業	30.2	43.5	26.4
高度化した地場産業	15.1	2.9	16.0
サービス流通	—	2.9	0.9
その他	—	1.4	1.9
N	53	69	106

表16は今後育成することが望ましい業種を質問した結果であるがテクノポリス指定による明らかな差異が読み取れる。テクノポリス指定地域はいくつかのタイプの企業の育成を考えており、テクノポリス構想そのものが地域によってさまざまであることが示されているといえよう。これに対して指定を受けていない地域では労働集約型産業と農村工業への傾斜がみられる。この地元企業の育成についての構想はさらに自治体の置かれた条件を考えていくことで説明できると思われるが、これ以上の分析はここでは行なわない。

育成することが望ましい業種に続いて、「このまま産業政策の大きな変化がなければ実際に地元で育てて行くと思われる企業はどのようなものでしょうか」という質問の結果が表17である。最も望ましい業種と比較すると、かなり様子が変わっている。しかし、基本的にはテクノポリス指定地域での育成可能な地元企業の多様

表17 産業政策の変化がない場合に地元で育つと思われる企業像 (複数回答)

	指定地域	希望地域	非希望地域
誘致工場の下請け	45.5%	21.7%	10.2%
産品加工型農村工業	41.8	56.2	52.8
高度ベンチャー	32.7	10.1	8.3
労働集約型産業	23.6	29.0	25.9
高度化した地場産業	21.8	27.5	18.5
サービス流通	32.7	27.5	28.7
その他	1.8	4.4	2.8
N	55	69	108

性は否定できず、テクノポリス指定を受けたことによるメリットが存在することは間違いない。非指定地域で間違いなく育成可能であるのは農村工業のみであり、育成が望ましいとされた労働集約型産業は放置すれば育たないと意識されているようである。実際、労働集約型の地元企業は雇用の確保という点で望ましいとされるが、現在の経済状況で労働集約型の企業が農村に立地して競争力を持ちうるかについてはかなり疑問であるともいえよう。

また、育成が望ましいとはされる企業にサービス・流通はほとんど含まれていなかったが、育つ可能性のある企業としてはかなりの比率を持っている。これも実際のところは地域の活性化にとって重要なポイントになる流通が企業の育成という観点からはしばしば欠落する可能性を示唆しているものと理解できる。地域の総合的な活性化計画からは観光業や流通が欠落することは危険で、テクノポリスに代表される工業化の方向だけで地域の振興を考える必要はない。

将来育成することが望ましい業種(表18)においてもテクノポリス指定によって差異が生じていることが読み取れる。食品・木材といった農村の産品加工はテクノポリス指定を考えない

表18 将来育成することが望ましい業種 (複数回答)

(複数回答)	指定地域	希望地域	非希望地域
食品加工	14.3%	14.6%	39.7%
木材関連	4.8	7.3	19.1
機械	11.9	12.2	10.3
I C関連	47.6	26.8	16.2
その他ハイテク産業	14.3	14.6	7.4
繊維関係	—	4.9	2.9
サービス	9.5	12.2	19.1
その他	69.0	65.9	63.2
N	42	41	68

地域に多く、I C関連はテクノポリス指定を既に受けている地域に多い。ここでは複数回答であり、回答しやすいと思われるにも関わらず回答自治体はかなり少ない。これは自治体が育成することを望ましいと思っている業種についてのイメージが確定していないことの現れでというよりは、現実にはどのような業種という指定をして育成するだけの余裕はないと考えるべきであろう。実際に業種のイメージが確定した場合にはかなり地域の独自性が表れ、その他として分類される業種が多くあらわれることと対比して考えるならば、より地域特性と密着した業種を育成する計画が必要となるといえよう。

(3) 育成の手段

地元企業育成の手段としていくつかの政策の実施状況を質問している。業種を特定して育成するというほどの具体性をもつものではなく、

表19 中小企業投融資の実施状況

	指定地域	希望地域	非希望地域
1. 自治体の独自計画	10.9%	22.7%	19.8%
2. 公社設立	3.6	1.5	—
3. 県の窓口	38.2	25.8	19.8
4. 計画中	1.8	4.5	4.0
5. 当面考えない	45.4	45.5	56.4
N	55	66	101

中小企業投融資についてはより一般的な地域企業助成という性格の施策が中心であるが、大体の動向は理解できる。

テクノポリス指定地域よりも指定希望地域や非希望地域のほうが独自計画を持っているケースが多い。これに対して指定地域では県の窓口になっているとする自治体が多く、県によるテクノポリス指定地域への肩入れが読み取れる。しかし、ほぼ半分の自治体では当面考えないとしており、自治体以外での中小企業への資金提供（たとえばベンチャーキャピタル）が整備されつつあることも考え合わせるならば、自治体のこの方面での役割は必ずしも重要ではないといえよう。

表20 中小企業研究開発費補助の実施状況

	指定地域	希望地域	非希望地域
1. 自治体の独自計画	3.8%	1.5%	3.0%
2. 公社設立	—	—	—
3. 県の窓口	30.2	26.2	10.0
4. 計画中	7.5	6.7	4.0
5. 当面考えない	58.5	66.2	83.0
N	55	66	100

表20でも同様の傾向が見られる。実施にまで至っているケースはほとんどが県を窓口とするもので、国や県のテクノポリス助成が大きいために独自の計画をもつ必要もさしてないと判断できる。

表21 技術開発研究会（異業種交流会等）への補助の実施状況

	指定地域	希望地域	非希望地域
1. 自治体の独自計画	11.1%	6.3%	3.0%
2. 県の窓口	16.7	12.5	9.0
3. 計画中	5.6	1.6	6.0
4. 当面考えない	66.7	79.7	82.0
N	54	64	100

異業種交流会への補助をおこなうケースはさらに少ない（表21）。しかし、これについては自治体が独自計画として実施している場合が少なくなく、自治体の地域企業育成策の可能性の一つを示しているといえよう。すなわち、異業種交流会は基本的には情報交換の場の設定であり、参加する企業間の取り持ちが自治体の果たす役割である。企業の側も自治体からなんらかの義務を負わせられる形の補助金であれば身構える必要があるが、異業種交流に関しては成果があがる保証がなくとも補助できるために補助もうけやすく、また自治体も補助額そのものは少なくてよい。しかし、現実交流会の成果があがるためには、交流会に参加する企業がそれぞれかなりの技術力を持ち、技術ノウハウを提供しなければならない。このため、交流会を組織できて実際に成果をあげる地域はかなり限定されることになる。おそらく、広域での交流会補助が現実的であろう。

表22 共同利用施設（試験所・情報センターなど）の誘致計画

	指定地域	希望地域	非希望地域
1. 自治体の独自計画	7.5%	4.9%	2.0%
2. 県の窓口	1.9	4.9	3.0
3. 計画中	17.0	9.8	8.9
4. 当面考えない	73.6	80.3	86.1
N	53	61	101

共同利用設備の誘致は可能であれば地域の企業へのかなりのサービスの向上がのぞめるだろう（表22）。しかし、どのような施設をもっとも必要としているかが明確になるまでに地域企業の特徴が明確になり、企業の集積が行なわれている地域は少ない。このために上表のような数値が表れたと理解できる。また、このような施設を誘致することで地域の将来像が確定して

しまい、その方向以外の業種の企業へのサービスが低下することも予想される。

表23 優遇税制の実施状況

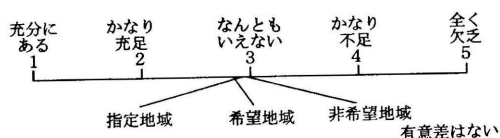
	指定地域	希望地域	非希望地域
1. 自治体の独自計画	56.6%	43.9%	36.3%
2. 県の窓口	3.8	3.0	4.9
3. 計画中	—	7.6	2.9
4. 当面考えない	39.6	45.5	55.9
N	53	66	102

優遇税制はもっとも普及している企業の育成策であるといつてよい(表23)。ここでもテクノポリス指定地域の積極的な育成の姿勢が表れている。また、この場合の特色は県の役割が小さいことで、優遇税制の主体が市町村であることを示している。しかし、それでもテクノポリス指定を受けていない地域では半数が優遇措置を考えておらず、企業の育成という地域振興策が有効でないという政策判断がなされているといえる。

(4) 企業育成に必要な人材の量と調達

地域における企業の育成で実質的にもっとも不足している資源は人材であるといつてよい。人材の充足度についての自治体の判断と不足している場合の人材調達の手段が質問された。

図12. 企業経営者の人材充足度

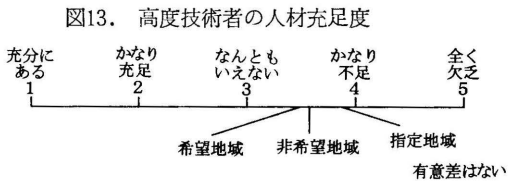


人材の有無についての自治体の判断はテクノポリス指定にはほとんど影響されない。また、企業経営者の人材については市町村での差異も有意ではない。ここでの結果は、自治体は地域企業の経営者としての人材は豊富であるとはいえないものの、不足しているほどではないとい

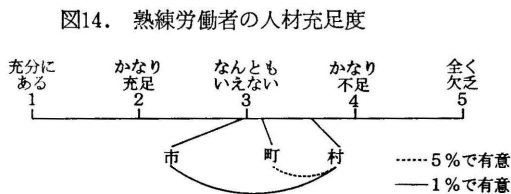
うかなりの充足感を持っていることが示されている。しかし、自治体が認識しているほど経営者の人材が充足しているとは考えにくいのが筆者等の実感である。実際に企業経営についての十分な能力をもっている人材が不足していないと感じられる程度まで充足しているならば地域はもっと活性化してよい。現時点では地域での企業の創業に必要な資金や技術・労働力などの要素のうちで、調達できにくいものはほとんどなく、企業家の能力があれば創業に取ってはかなり有利な環境であるといえるからである。

実際、筆者等が那野1983・佐野1983・日経ビジネス1983で紹介されている高度技術ベンチャービジネスと呼ばれる企業の創業過程を50社あまり抽出してみると、その創業時にすでになんかの高度な技術を保有しており、核となるこの技術に資本が結び付いて創業されたという企業は一社(エヌエフ回路設計ブロック)を除いては見当らず、事業を継続していく過程において高度技術を獲得していった企業がほとんどであることが明らかである。さらに創業資金についても、そのほとんどが自己資金でスタートしており、ベンチャーキャピタルなど他からの出資を仰ぐというケースはきわめて少ない。このことから日本におけるベンチャービジネスはアメリカの場合のガレージビジネスのような、高度の技術を保有した技術者がガレージで創業し、これにかなり投機性の高い資本が結び付くことで企業の創業がなされるという過程はとらない。高度技術を保有するベンチャービジネスであっても、その創業時には保有技術ではなく創業者の企業家精神とリーダーシップに支えられて事業を継続してゆくにつれて技術を獲得してゆくといつてよい。したがって、このような意味での企業経営者としての人材が豊富で

あれば地域の活性化は相当に進むことになる。おそらく自治体の回答者は現在の地域企業をイメージとして回答したものであろうが、経営資源としての経営者の役割は極めて重要であり、しかも相当に不足しているという認識をもつ必要があろう。



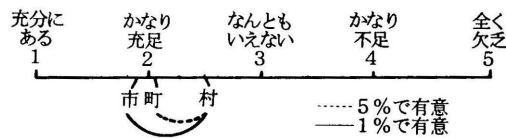
高度技術者についてはやはり大きな差異はないが全般に不足しているという意識が強い。この認識もかなり問題があり、先に述べたように事業継続してゆく間に技術やその担い手である技術者が獲得されるというプロセスを取ることがふつうであるのに対して、ことさらに技術者の不足を意識してもあまり大きな意味はない。技術者は存在すれば新製品を生み出してくれる魔法使いといった存在ではなく、経営者にとっては用具としての性格をもつものであり、むしろ経営者が高度技術者をいかに使いこなすかが高度技術への展望を与えるものといえよう。



熟練労働者については市町村の間で優位な差異が表れた。市でより充足しており、町村ではかなり不足と意識される。この傾向は当然市町村の間の第二次産業の比率に対応するものであろう。しかしテクノポリス指定については有意な差異は生じていない。テクノポリス指定につ

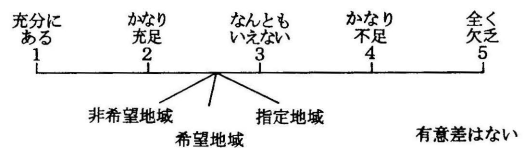
いての評価点は指定地域3.36、指定希望地域3.06、非希望地域3.12であった。いずれの地域においても不足とは意識されない程度には熟練労働力が存在すると思われるが、しかし、実際に地域に企業が誘致され、あるいは育成されてきた場合に、現在の需要で充足していても将来の需要を充足できる程度にまで熟練労働力が存在しているという判断がなされているとは考えにくい。現実には市での充足傾向と、町村での不足という傾向だけは間違いなく存在しているといえよう。

図15. 単純労働者の人材充足度



単純労働力についても市町村での差が表れた。これも同様に市街地においては労働力が多いという単純な傾向をしめしていると解釈してよいが、他方で深刻な失業と深刻な過疎という問題をかかえた地域が回答自治体にかなり含まれていることを考えるならば単純な傾向ではあっても、その意味するものは重要で深刻である。

図16. 事務系中間管理者の人材充足度

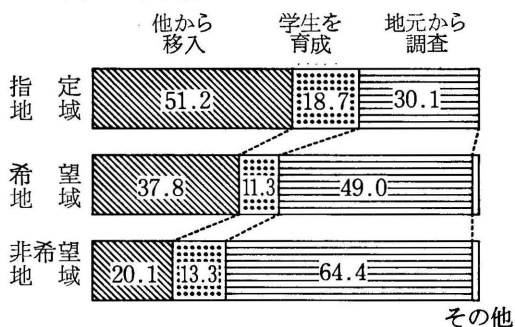


事務系の中間管理職についての自治体の認識もかなり問題とすべきで、先の経営者について事務系の中間管理者の能力の調達が地域企業にとって緊急な課題であると思われる。しかし、

現実には自治体はかなり充足していると意識しており、経営学の観点からの観察とは相当にへだたりのある判断を下しているといえる。我々が中間管理職を重要視するのは、今日の企業経営が中小企業といえども相当に複雑化しており、財務や経理などでの専門知識なしには効率的な経営がのぞめないためである。

一般に、基本的には地域の企業の育成・活性化のためには人材の育成が最も重要な方策であると言ってよいが、人材の調達については自治体はかなり甘い見通ししか持っていないように思われる。これは、自治体が地域企業の企業経営についての知識を持っていないことに由来するもので、自治体がこれまで企業を育成した経験は乏しく、企業経営についての的確な認識を持っていないとしてもそれを責めることはできないが、今後は企業経営についての適切な政策判断が要請されるようになってくることが予想される。

図17. 経営者の人材調達先



不足している人材をどこからリクルートしてくるからについてもテクノポリス指定の有無でかなりの違いが生じている。右図は経営者の不足する人材をどこから調達してくるかを尋ねたものであるが、テクノポリス指定地域で調達先として他の地域からの移入が主であるのに対してテクノポリス指定を受けていない地域では地

元からの調達が増えてくる。移入してくる人材にとっても地域としての魅力がなければ定着しないということになるが、テクノポリス指定地域はその意味からも有利であるということがいえそうである。したがって、テクノポリス指定を希望しない地域においては地元から人材を調達せざるをえないという状況がこころしばらくは続くものと思われる。

表24 学生のUターン計画

	指定地域	希望地域	非希望地域
1. 自治体の独自計画	5.8%	5.9%	2.9%
2. 県の窓口	15.4	2.9	—
3. 特に持っていない	78.8	91.2	97.1
N	52	68	104

学生のUターンのための補助は最近計画が具体化したもので、調査の時点ではほとんど普及していないと予想された。しかし、わずかでもUターンのためのなんらかの施策がなされているという結果が現れ、自治体の人材確保の意欲の強さが確認されたといってよい。この結果はテクノポリス指定地域においてより多いというもので、政策としてはテクノポリス指定地域に県の援助が集中しているという傾向がここでも明白である。しかし、この学生は多く理科系の技術者の予備群としての人材であり、地域企業にとって必要な経営者や事務系の中間管理職の

表25 人材の定着のための条件

(複数回答)	指定地域	希望地域	非希望地域
情報の早さ	54.5%	44.9%	35.2%
快適な住環境	47.3	36.2	33.3
教育の充実	45.5	36.2	37.0
地域社会の受け入れ	45.5	59.4	58.6
行政サービス	3.6	8.6	4.6
その他	9.1	8.6	4.6
N	55	69	108

人材をカバーできるものではない。

人材の定着についてはテクノポリス指定地域が情報の早さをもっとも重視しているのに対して、テクノポリス指定を受けていない地域では地域社会の受け入れにもっとも多くの回答がなされている。この傾向はテクノポリス指定地域がかなりの程度まで都市化されており、地域社会もかなり流動性が高まっているのに対してテクノポリス指定地域以外の地域では傾向としてまだ地域共同体が強固に機能していて、地域社会へのとけこみが重要な要素と考えられる。

Ⅶ ま と め

これまでの各項目の結果を検討してきた印象では、テクノポリス指定の有無が自治体の政策形成の上でかなり大きな違いをもたらしていることが確認された。しかし、他方でテクノポリス指定は交通の便などの要件を前提にして指定がなされていると考えられるので純粋にテクノポリス指定のみに由来する違いか、それとも地域特性を反映したものであるのかについてはさらに分析が必要である。しかし、県のテクノポリス指定地域にたいする助成の大きさはかなり明確に読み取れ、テクノポリス指定が地域振興にとって重要な要因になっていることは理解できる。

自治体の地域企業の育成については現時点ではあまり有効な手段は持っていないように思われる。実際、企業の育成について自治体が可能であるのは、税制面での優遇以外では、債務保証などの資金助成はあまり有効ではないように思われるし、人材面での自治体の施策も効果は限定されたものであろう。しかし、それぞれの自治体の特性を生かした振興策への努力は読み取れる。

本稿では調査の概要を示すため、平均やクロス表程度の分析方法を用い十分な分析を施していない。この調査データに人口・人口増減率・面積・産業別労働力人口構成・事業所数・財政力指数などのデータを加えているので、これらのデータを用いてさらに詳細にデータを分析してゆく予定である。

文 献

- 塩次喜代明 1984「スモールビジネスのイノベーション戦略」松山商大論集35巻3・4号
平池 久義 1983「博多織業の一考察」九州産業大学産業経営研究所報 no. 16
那野 比古 1983「小さな世界企業」日本経済新聞社
佐野 真一 1983「現代を射とめる企業たち」日本経済新聞社
日経ビジネス編 1983「飛翔 ニューベンチャー」日本経済新聞社
山崎 充 1983『『地方の時代』の企業者像』経済評論 昭和58年6月号
岩田 憲明 1986「市町村自治体の振興計画」長崎大学 東南アジア叢書